

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議 事 録

HP版議事録

(整理番号0936)

第2回特定最低賃金専門部会（機械）

令和7年10月29日 非公開

開 催 日 時	令和7年10月29日	14時41分～15時30分
開 催 場 所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室	
開 催 状 況	公益を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人 定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
主 要 議 題	1 特定最低賃金額の審議について	

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	それではお揃いとなりましたので、定刻より若干早いですが、最初に事務局からご報告申し上げます。 本日まで出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の計8名になります。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたし

	ます。 議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。
部会長	それでは会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 議題（１）の特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に事務局から説明がありますのでお願いします。
事務局	本日の議事の進行につきまして、ご説明いたします。 本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会での審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続きを行っていただくことになります。 他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。 なお、本日のご審議のなかで、個別協議が必要になった場合には、別室を用意しておりますのでご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。 以上でございます。
部会長	ただいまの説明について、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	それでは、事務局の説明のとおりといたします。 これからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。 本日は、第２回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引き上げ額についてご提案いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。 全会一致で取りまとめができますよう、よろしくお願いいたします。 はじめに、労働者側委員からご意見をお願いします。
 委員	はい、労側委員の です。 労側といたしましては、引き上げ額 107 円を要求いたします。 特定最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より、相対的に高い水準の確保が必要だと考えています。具体的な金額について、連合群馬が集計した 2025 春闘の賃上げ額 17,910 円を時給換算した 106.6 円、端数切り上げて 107 円を要求いたし

部会長	ます。ここでの時給換算は、月 21 日勤務、1 日 8 時間労働と仮定し、月間の労働時間を 168 時間として計算しています。以上です。
部会長	ありがとうございます。 それでは、使用者側委員からご意見をお願いします。
委員	はい、[] です。 使用者側としましては、産業別最低賃金は不要であると昭和の頃から申し上げておりますが、今年は改正審議の必要性ありと回答いたしましたので、それに沿ってご回答したいと思います。私共がいつも基準にしております、所謂第 4 表でございます。群馬県 B ランクの上昇率は 2.9%となっております。1,056 円に 2.9%を掛けて 30.62 円、切り捨てまして 30 円をご回答いたします。
部会長	ありがとうございます。 労使双方のご意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引き上げ額 107 円の提示がありましたが、使用者側委員からは 30 円の提示でした。 それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともであります、77 円の開きがあり金額の開きが大きいようです。 労使お互いが、相手に主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。 ご意見をお伺いしたいと思います。 労働者側委員からご意見をお願いします。
委員	はい、労側委員の [] です。 そうしましたら、労側としてはですね、引き上げ額 91 円を要求させていただきます。根拠としては、2025 春闘連合群馬集計の製造業 300 人未満の賃上げ額 15,275 円を時給換算した、90.92 円の端数切り上げで 91 円を要求させていただきます。以上です。
部会長	ありがとうございます。 使用者側委員からもご意見をお願いします。
委員	はい、[] です。こちらは経団連の集計を利用したいと思います。経団連今年の賃上げ調査 500 人未満の賃上げ率は 4.35%となっております。1,056 円×4.35%で 45.94 円、切り捨てまして 45 円を回答いたします。

部会長	ありがとうございました。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 91 円を提示され、使用者側委員からは 45 円が提示されております。 かなり歩み寄っていただきましたが、まだ隔たりがございますので、もう少し歩みよれないでしょうか。 労働者側委員からお願いします。
委員	はい、労働側委員です。 そうしましたら、労働者側としては、引き上げ額 79 円を要求させていただきたいと思えます。根拠としましては、2025 春闘連合群馬集計の製造業 300 人～999 人における賃上げ額、13,421 円。これを時給換算した 79.88 円、これを切り捨てて 79 円を要求したいと思えます。以上です。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょう。
委員	はい、先ほど経団連の 500 人未満という数字を使いましたけれども、今度は経団連全体の集計で考えますと、賃上げ率 5.38%ということでございました。1,056 円をかけますと 56.81 円、切り捨てまして 56 円を回答いたします。
部会長	ありがとうございました。 労使双方が歩み寄っていただいております、金額の開きが縮まって来てはおりますが、まだ開きがあるようです。 賃金引き上げについて年々社会的関心は高くなっており、一方で原材料費などの高騰があって経営者を悩ます要因もございますが、特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に発揮していただいて設定されるという性格のものであります。 この趣旨をお汲みいただいた上で、ご意見をお願いしたいと思っております。 労働者側委員からご意見をお願いします。
委員	はい、それでは労側委員からです。 そうしましたらですね、労側としては 78 円の引き上げを要求したいと思えます。2025 年群馬県の地域別最低賃金の引き上げ額と同額の 78 円を要求です。以上です。

部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	それでは歩み寄りということで、先ほど 56 円を回答いたしました が、3 円プラスをして 59 円の回答とします。
部会長	労使のご意見が歩み寄っていただいていると存じます。 先ほども申し上げましたが、特定最低賃金が労使委員の皆さま がイニシアティブを十分に発揮することにより円滑な審議がなさ れるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思 います。ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員からお願いいたします。
委員	はい、労側委員の 〇〇〇 です。 そうしましたら歩み寄ってですね、引き上げ額 77 円を要求した と思います。中央最低賃金審議会参考資料にある消費者物価指 数の 2025 年 6 月の上昇率の 7.2%をかけた 76.03 円。端数切り上げ で 77 円を要求いたします。以上です。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、それでは、今年の地方最低賃金審議の際に出されました、 B ランクの日安額 63 円、これをご回答したいと思います。
部会長	ありがとうございました。 労使双方が歩み寄っていただいております、金額の開きが縮まって 来ておりますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩みよれない でしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いいたします。
委員	はい、労側委員 〇〇〇 です。 先ほどから部会長よりお話がありましたように、特定最低賃金 は労使のイニシアティブで合意することが望ましいということも ありますので、ここで労使会議の開催を要求いたします。お願いし ます。
部会長	ただいま、労働者側委員から労使による協議の申し出がありま

	した。 これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょう。
委員	はい、です。 労使で決めるということが原則ということでございますので、少し労使で話し合いをさせていただきたいと思います。
部会長	使用者側委員の同意もございましたので、労使による協議を行っていただきたいと思います。 協議のため一時休会といたします。 労使委員の皆さんが戻り次第再開いたします。
事務局	そうしましたら協議をしていただきます別室をご案内いたします。
	【労使協議のため休会】
部会長	協議お疲れさまでございました。 それでは審議を再開いたします。 労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからご発言いただけますでしょうか。 はい、委員をお願いします。
委員	はい、労側からご説明させていただきます。まずは労使会議の時間を確保いただき、誠にありがとうございました。 結論から申し上げますと、いただいた時間の中で労使双方がそれぞれの立場で主張をしながらも、最終的には 64 円にて合意ができました。 次に経過について、説明いたします。 まず、労働側から、特定最賃につきましては、地賃に対して一定の水準を上回る必要があるという考えの下、連合本部の春闘集計結果の 100 人～299 人の賃上げ額 12,693 円を時給換算した 75 円を要求しました。 それに対して、使用者側は、地賃の目安額である 63 円を再び提示されました。その後、議論が平行線をたどったため、労使が分かれて個別に協議を行うため、労使会議を中断いたしました。 労使会議再開後、労働側からは 5 円歩み寄った 70 円を要求しました。これに対し、使用側はこれ以上上げることは困難とのことで、63 円を提示されました。特定最賃は労使のイニシアティブに

	よって決めることが望ましいという共通認識の下、何とか一致点を見出したいという思いで、労働側は 65 円を要求しました。 これに対し、使用者側は、先ほどから考えは変わらないということでしたが、労働者側からお互いにもう一歩歩み寄りを呼びかけ、使用者側から 64 円であれば合意できると回答いただき、合意に至りました。ここまで使用者側の委員の皆さまには真摯に協議していただいたことに感謝申し上げます。この結果を出せたのはこれまで築き上げてきた労使関係があつてこそと思っております。私からは以上です。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員からもご意見をお願いします。
委員	はい、[] です。結果は今のお話のとおりですけれども、非常にこう金額の水準が高くなってきているのは間違いないという話でして、払う側としては大変苦しい状況になってきているということであります。先ほど 168 時間という話がありましたけれども、168 時間と 1,100 円を掛け合わせてみますとそれなりの金額になるということは、これは非常に大きい事実でございます。今後の特定最低賃金の水準上昇がどういう影響を与えるのか、よく見ていきたいと思えます。いずれにしても労使関係の安定的な良好な関係維持ということが最後の決め手ということとは間違いありませんので、収まって良かったなと考えております。以上です。
部会長	ありがとうございました。 他の労使委員はご意見ありますでしょうか。
労使委員	【特になし】
部会長	ありがとうございます。 ただいま、労働者委員、使用者委員からご発言があり、本製造業の最低賃金を 64 円引き上げの時間額 1,120 円とすることで合意されております。 公益委員の方はご意見ございませんか。
公益委員	【特になし】
部会長	それではまとめさせていただきます。 労働者側代表委員と使用者側代表委員のご意見は、本製造業の

	最低賃金額を現行の1,056円から64円引き上げた、時間額で1,120円とするということによろしいでしょうか。 各側委員の皆さま、異議はございませんでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは各側委員の皆さまの異議なしを確認いたしました。 よって、全会一致で議決いただいたということを確認いたしました。 ありがとうございました。 それでは、この後の手続きについて事務局からご説明をお願いします。
事務局	はい、全会一致で決議いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて手続きを行うこととなります。 つきましては、本専門部会の報告書案と答申文の案を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。
部会長	それでは、事務局の準備が終わるまで一時休会といたします。 【報告書（案）、答申文（案）作成のため休会】 【報告書（案）、答申文（案）を委員全員に配布】
事務局	報告書及び答申文が用意できましたので再開をお願いいたします。
部会長	それでは会議を再開いたします。 事務局からまず報告書について説明をお願いします。
事務局	それでは報告書について説明させていただきます。 【報告書（案）朗読】
部会長	ただいま、委員の皆さまに報告書の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
労使委員	【異議なし】

部会長	専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって、群馬地方最低賃金審議会長あて報告することとします。 続いて答申文について説明してください。
事務局	本日は全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議とさせていただきます、答申文は審議会長名で作成しております。 答申文の案を読み上げさせていただきます。 なお、別紙は報告書と同じでございますので時間額のみ読み上げさせていただきます、その他の項目は省略させていただきます。 【答申文（案）朗読】
部会長	委員の皆さまに答申文の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。 【部会長から労働基準部長に答申文手交】
部会長	答申が無事終わりました。 各委員の皆さまのご協力により、全会一致で取りまとめることができました。 大変ありがとうございました。 今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、ご答申をいただきましてありがとうございました。 ご答申をいただきましたことに対しまして、橋口労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただきます、その後に今後のご予定をご説明いたします。
労働基準部長	はい、労働基準部長の橋口でございます。ただいま、令和7年度群馬県特定最低賃金の改正につきまして、ご答申をいただきました。 8月26日に諮問をさせていただいた以降、委員の皆さま方には、

事務局	群馬県の実情を踏まえて、真摯にご審議いただきましたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。 また、労使委員の皆さまのイニシアティブにより、全会一致で決議いただきましたことに対しまして、心より御礼申し上げます。 今後につきましては、特定最低賃金改正額の決定並びに発効に向けた手続きを進めるとともに、県内の労働者や事業主の皆さまを始めとする県民の皆さまへの周知をしっかりと行ってまいりたいという風に思っております。 本日は、ご答申をいただきまして誠にありがとうございました。 今後も皆さま方の御支援・御協力をお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。 そうしましたら今後の予定につきまして2点ご説明いたします。 まず1点目でございます。 特定最低賃金の効力発生日についてですが、4業種同一日となっているところでございます。 従いまして、すべての業種の答申が出揃った日を起算日として、異議の申し出の公示をさせていただきます。 公示の期間内に異議申し出があった場合には11月18日火曜日に審議会を開催し、異議の審議を行っていただく予定としております。 異議申し出がなく、官報公示の手続きを取ることができた場合、効力発生日は最短で令和8年1月1日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 2点目でございます。 官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。このため、答申の内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしておりますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。 以上でございます。
部会長	今後の予定について説明がありました。 1点目は、改正額の効力発生日は4業種同一日となっております。

	また、今後、異議申し出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいて令和8年1月1日となるということ。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのこと。 2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。 以上2点について、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございました。 ではそのようにさせていただきます。 最後に、議題（2）その他について、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	はい、特にございません。
部会長	委員の皆さまからは何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは非公開事項は「無し」と確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議大変お疲れさまでした。 ～